

第1回幌加内町議会定例会 第2号

令和6年3月8日(金曜日)

○議事日程

- 1 一般質問
- 2 議案第9号 幌加内町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第10号 幌加内町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第11号 幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第12号 幌加内町農業集落排水事業償還基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 6 議案第13号 幌加内町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第14号 幌加内町霊柩自動車使用条例を廃止する条例について
- 8 議案第15号 幌加内町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第16号 幌加内町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第17号 幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第18号 幌加内町公民館施設条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第19号 幌加内町北部地域包括ケアセンターの指定管理者の指定について
- 13 議案第20号 幌加内町スキー場の指定管理者の指定について
- 14 議案第21号 令和6年度幌加内町一般会計予算
- 15 議案第22号 令和6年度幌加内町国民健康保険特別会計予算
- 16 議案第23号 令和6年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算
- 17 議案第24号 令和6年度幌加内町介護保険特別会計予算
- 18 議案第25号 令和6年度幌加内町奨学資金特別会計予算
- 19 議案第26号 令和6年度幌加内町簡易水道事業会計予算
- 20 議案第27号 令和6年度幌加内町下水道事業会計予算

(追加日程)

- 1 動議案第1号 予算審査特別委員会設置に関する動議について

○出席議員（ 9名）

○出席議員（ 9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	3番	小関和明君
	1番	中南裕行君		2番	寺崎嘉男君
	4番	中村雅義君		5番	中川秀雄君
	6番	稲見隆浩君		7番	藤井祐君
	8番	蔵前文彦君			

○欠席議員（ 0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町	長	細川雅弘君
副町	長	大野克彦君
教 育	長	村上雅之君
総 務 課	長	中河滋登君
産 業 課	長	清原吉典君
建 設 課	長	宮田直樹君
住 民 課	長	山本久稔君
保 健 福 祉 課	長	加藤誠一君
教 育 次 長		内山 渉君
地 域 振 興 室	長	新江和夫君
農 業 委 員 会	次 長	櫻井美穂君
総 務 課 主 幹		三浦依理子君
建 設 課 主 幹		高田英樹君
保 健 福 祉 課 主 幹		伊藤理加君
農 業 委 員 会 長		笠井正展君
監 査 委 員		菊地勝美君

○出席事務局職員

事 務 局 長	蔵 前 裕 幸 君
書 記	

◎開議の宣告

○議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 一般質問

○議長（小川雅昭君） 日程第1、一般質問を行います。

通告にしたがって、発言を許します。4番、中村議員の発言を許します。

○4番（中村雅義君） 議長、4番。

○議長（小川雅昭君） 4番、中村議員。

○4番（中村雅義君） 通告に従いまして、私の方からは2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目として、農産加工研究センターの建替えについてですが、農産加工研究センターの建替えについては、令和元年に計画されましたが、翌年の新型コロナウイルス感染症により、経済が低迷し白紙に戻りました。その後、新型コロナウイルス感染症対策が2類から5類に緩和され、人の動きも活発になり、経済が少しずつ動き出したことから「そばの町ほろかない」として、そばを加工運営している振興公社も回復傾向にあり、今年1月に前向きに進めると町から建設計画の説明がありました。農産加工研究センターの建設については、町内のそばの活性化やそばブランド向上などけん引するものであり、私自身としても期待するところであります。日本一のそばの町として、町づくりを町長はどのように考えているのかお伺いします。当時の建替え計画規模は21億円余りの規模であり、そば道場を付設し「そばの町」として、総合的な施設の計画でありました。今回の事業規模は資材高騰の煽りを受けたことにより、かなり縮小されましたが、スケジュールも含めてどのようなコンセプトで建設を見込んでいるのか。また、昨今、気候の変動などによりそばの収穫量が減少傾向にあります。長年、幌加内産そばとして官民一体となってPRしたことで、そばの産地として知名度も徐々に全国に広がり、現在の加工業者、そば店が潤っていると思います。町長就任当時から一貫して、地元で採れたそばをオール幌加内として加工し、雇用も増やしていきたいと申ししていました。しかし、昨年は、極端な不作量でほろかない振興公社をはじめ、幌加内産としての加工、食品提供している幌加内のそば業者は、多大な影響があると思われます。新しい加工研究センターが稼働し、増産するようになれば昨今のような原料調達が困難になった場合、町として調整及び出荷管理をしている、きたそらち農協とどのような要請をし、原料確保をしていくのか。また、先日、町長を中心として表敬訪問をしてこられたようですが、今回の建設設備計画及び加工技術の後押ししていただく、(株)おびなたがどの程度かかわっていただけるのかお聞きしたいと思います。更には、建替え後、現在ある工場を今後どのように活用するのか、町長の所信をお聞きしたいと思います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

農産加工研究センターの建設計画については、ご質問にありましたとおり、機械設備の更新や増産を目的に販路拡大に期待ができることから、令和元年より計画しておりました。しかしながら、令和2年に入りまして質問にありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で取引先の営業自粛等、販売が著しく落ち込みました。振興公社としての経営収支がなかなか見通せないといった判断から、より練りこんだ建設計画にすることで建設計画を一旦、白紙にしたところであります。その後、令和4年度決算より売上げも回復傾向にあったことから、先般、2月8日開催の振興公社臨時株主総会において、建設計画について承認を受けたところであります。まず、1点目ですけれども、令和元年の計画では、そば道場あるいは会社をご覧に来ていただく方の見学スペース、こういったもののスペースも見込んだ概算設計で約24億円ほどでありました。その後、資材あるいは人件費の高騰により、大幅な建築費これが要するということになりました。そういった事業費の増大あるいは受け入れしていた方の人材確保、こういったものも今現在厳しいことで、今回の計画では必要最小限の規模とし、現在の概算では、17億程度を見込んでいるところであります。これも概算でありまして、今後、更に高騰することも予想しているところであります。今年これから予算提案するわけですけれども、令和6年度当初予算において、実施設計これを計上させていただいております。また、設計見込みが立った段階で議会へも説明をしたいと考えております。国庫補助等の財源確保、これについても目途が立った時点で最短であれば補正予算で計上をしたいと考えているところでございます。この国庫補助は採択のハードルが極めて高いと伺っております。こういった事も含めて、町一丸となって補助金の獲得に向けて動きたいと考えております。

2点目であります。

昨年は、高温障害、高温や集中豪雨等の影響によりまして、平成16年の台風被害以来の過去最低の生産量となったところであります。これは本町のみならず、道内あるいは道外においても同様の状況と伺っております。玄そばの確保については、各事業者において大変苦慮されているとお伺いしております。ご質問にありましたとおり、そばを本町のトータル産業、そういうように位置付けている本町としては、やはり地元で加工して販売し、雇用を生んでいただいているといったところに対し、幌加内産のそばの提供については、なるべく優先的にお願いしたいと考えておりますけれども、やはり今まで幌加内そばを育てていただいた実需者、これとの関係もやはり上手くやっていただきたく、そのことによって、玄そばの価格の安定化、保障も図られるということでバランスを取りながら、販売については系統販売ということになりますが、そういった機関の方にも強く要請をしてまいりたいと考えております。

3点目のおびなたの関係でございます。

去る、2月28日に長野市戸隠にある、㈱おびなたを表敬訪問させていただきました。今回訪問した目的は、そば加工販売、生産量で国内トップである企業、このおびなたさんに今回のそば加工建設施設については、オール幌加内という気構えで伺っているということをお願いにあがったところであります。社長をはじめといたしまして、大変誠意のある対応を賜ったところであります。そば製造プラント設備あるいは商品開発、加工技術の知識やもろもろの技術等の指導について提供を

いただけるということを快諾していただきました。そして、その日に振興公社、町、おびなたさんの三者によりまして、包括連携協定を締結させて頂いたところであります。

最後に、既存の工場の活用についてであります。今、新工場の設計これからということでありま
す。その内容によりましては、業務の一部は一気に移転は出来ない、そういったこともあろうかと
考えております。そのようなことも含めて今現在、既存の加工センターの処理等については、今の
ところ白紙であります。

以上で終わります。

○4番（中村雅義君） 議長、4番。

○議長（小川雅昭君） 4番、中村議員。

○4番（中村雅義君） 今の加工研究センターの建替えについて、本当に努力されているのがわかり
ます。ただ、どうしてもそれだけの施設を建てると、当然、そばの量も必要となってくると思い
ます。とりあえず幌加内という部分をモットーにしてやっていますので原料確保の方をよろしくお
願いしたいと思います。私もそばに係わるものとして、建設に対しては、非常に期待しております。
その中で、どうしても今回の建設規模というのは加工施設だけの予算ということなので、幌加内そ
ばとしてのPRがすごく弱いのではないかと感じます。元をたどれば昭和55年には、そば作付け日
本一になり、その後、そば部会というものが立ち上がりました。平成に入り加工研究センターが出
来たことで、官民あげてのそばの販売が本格的になりました。また、そば部会も色々なイベントに
幌加内そばとして出店及び講演してきたからこそ、今があるのではないかと考えています。その間、
携わった諸先輩方や業者の方々には敬意を表したいと思います。しかしながら、現在は全国、どこ
の地域でも、そばを使った形の手打ちそばだとか、特色ある色々なそばが出されていますので、幌
加内だけがそばの町というブームは非常に薄れており、消費も横這いではないかと感じます。私と
しては、今回の建設規模を多少なり拡大し、観光客が気軽に立ち寄れる施設を望みたいと思います。
また、特色ある高校として全国に話題になり、テレビなどメディアに取り上げられるほどです。そ
の幌加内高校を使いながら、幌高商店会のそば等、そばの食品を開発しながら販売していることを
鑑みて、この部分で協力してもらうのも一つのPR材料になるかと思っています。せっかく観光客、研
修で来られる方が、そば打ち体験などをしたいとなれば、それが出来るような施設であって欲しい
と思いますし、それにより交流人口が増えて、色々な特産物の販売も出来ながらそれに係わる人材
も必要になることから人口が増えるのかと考えております。更には、せっかく建てるのであれば、
くつろげるような芝生のある庭を作ることも必要だと思いますし、更には、ペットブームでドック
ランそういった場所もあれば尚、立ち寄っていただけるのではないかと考えています。先ほど、町長か
ら榎おびなたを訪問して色々協力していただけたという事です。私としても、本当にこの
部分に関しては、千載一遇のチャンスと思っています。その中で私が、戸隠を訪れたのは、30年
以上前でしたが、本当に小さな町で交通の便が悪く、その中でなぜ、これほどの事業展開が出来た
のか、同じそばの町として何が違ったのか、そのことを含めて幌加内町をどう発展させていくのか
再度お聞きしたいと思います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えをいたします。

「そばの町ほろかない」ということで本町においては、そばを特産品のみならずトータル産業で町の進行発展、こういったものを図ってまいりたいと考えております。今回、そばの新工場の設計がこれからなのですけれども、お金さえあれば色々なスペースで、観光客を迎えてそば打ちも体験していただく、売店もある、試食もしていただくそういったスペースも考えてはいたのですが、これはやはり財源的に非常に厳しい。それともう1点、先ほども申しましたとおり、それを受け入れるだけの人材がなかなか確保できないということでもあります。一例をあげますとそば道場、中央改善センターの取壊しにより今、一時移転をして頂いております。そば道場については、今ご質問ありましたとおり、交流人口の増大とか体験の観光産業の振興、そういったものも含めて「そばの町ほろかない」としては、やはりあった方が良いとは思っておりますが、全国的には、公設というのはほとんどなく、民設で運営していただく。改善センターにあった時代もそこに学童保育が併設されていたということで、やはりそば粉に対しまして、少し影響のあった学童もおられると聞いております。そのようなことも含めて、やはり公でつくとすれば色々な問題が出てくると思っております。また、人材確保等含めて、そば道場運営委員会の方とも話しをさせていただいております。今後、そういったものが出来る限り前向きに開設できるような検討をしてまいりたいと思っております。新工場を大変大きな規模で運営されておりました。幌加内産のそばというのはやはりキャパが決まっております。地元産業で地元でつぶす、これはどんどん増えていってほしいわけでありまして、新工場は製造販売それを更に進化させたいと思っております。新商品も開発して、幌加内そばはこだわりのそばとして、新しいそばを提供販売、商品開発をしていく。もう一方でそのノウハウを生かして幌加内そばプラス、きたそらちJAのそばだとか北海道産のそば、そういったものを加工して販売出来るようにし、より販売力を強化して売り上げを伸ばしていく、こういった事もこれから検討していきたいと考えておりますし、その辺のノウハウをおびなたさんは十分持っておられる会社でございます。色々なアドバイスを頂きたいと思っております。また、幌加内高校の話ですが、今年の入学者は、おかげさまで16名の方が入学していただけるということで、本校を選んでいただいたところでもあります。少子化が進んで、他の公立高校も生徒確保にご苦労されているところでもあります。そういった中、本校15名を超えるのは、かなり久々であります。これも昨年コロナがあけて高校生が頑張って活動して、マスコミ等に大きく取上げられました。そのような影響もあるのではないかと考えております。また、高校生には一生懸命に頑張ってください、町としても最大限応援をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○4 番（中村雅義君） 議長、4 番。

○議長（小川雅昭君） 4 番、中村議員。

○4 番（中村雅義君） 今、お聞きした中で予算の関係、人材の関係と言いましたが、その部分を少しでも解決するように努力していただきたいと思います。

それでは、2 点目の方に移りたいと思います。今後、ほろたちスキー場のあり方について、質問したいと思います。5 日の議員協議会で説明されました、ほろたちスキー場の指定管理者継続辞退による変更の説明を聞きました。説明によりますと、この冬まで受けていただいた管理者より、人員確保が難しいと辞退したとの説明がありましたが、どこのスキー場も問題を抱えており、長期的にどのように対応していくのかお聞きしたいと思います。また、今回、提案しているスキー場の管理運営補助金が昨年まで、2,200 万円から 3,000 万円へと大幅に増額された積算根拠と今後ゲレンデ整備、機械修理及び更新や、スキー場ロッジ並びに宿泊施設改修など、どのように見込んでいるのか、また、幌加内のスキー人口ですが、過疎化による地元のスキーヤーも減る中、将来的にどう対処していくつもりなのか。

○教育長（村上雅之君） 教育長。

○議長（小川雅昭君） 教育長。

○教育長（村上雅之君） お答えいたします。

先の全員協議会で、経緯等をご説明させていただいておりますので、質問の内容についてご説明申し上げます。ほろたちスキー場は、現指定管理者である㈱ダンケジャパンが令和 6 年 6 月末をもって終了することから、次期指定管理者の候補である、NPO 法人野留部ほろかないが担うこととして、本会議に議案を提出させていただきました。管理運営補助の積算根拠については、近年の人件費の上昇、電気料や燃料費が高騰していることが、指定管理料アップの最大の要因であります。事業所からの提案で比較すると、人件費で 2 %、管理費として施設消耗部品や水光熱費、車両関係のリース、圧雪車等の軽微な修繕費負担等で 40 %強の上昇、事務費で通信費や消耗品など 300 %弱の上昇の見積もりとなっており、当初予算では、前回の指定管理料と比較して 800 万円アップの 3,000 万円の補助金額を計上しているところであります。また、残りの 550 万円については、㈱ダンケジャパンへの 4 月から 6 月までの事業に対する補助金額となります。次に、今後のゲレンデ整備機械修理及び更新等についてですが、スキー場リフト整備においては、点検時の劣化状況や安全面に配慮しながら計画的に実施しているところでございます。また、現在使用している圧雪車は平成 22 年に更新し、早 13 年が経過し、経年劣化や故障が多くなってきており、今後は部品等の調達が難しくなることを鑑み、近い将来の更新を予定しております。金額は約 8,000 万円弱になろうかと思います。更に、圧雪車購入の際には圧雪車用車庫の新築も検討しているところです。スキー場の建物については、ロッジ床の張替等を随時行っており、令和 6 年度においては、ボイラーの更新を予定しているところです。今後も老朽化に伴い、順次改修を行っていく所存でございます。次に、将来的にどう考えるのかということですが、現在のスキー客のうち、多くがスノーボードであることや近隣の山には、多くのバックカントリーの方々が押し寄せており、インバウンド脚も含めて、集客のニーズはあると考えております。スキーシーズンに留まらず、夏季のフィールド・施設活用、その他の利活用誘致等についても、今後、指定管理者等と協議して推進してまいりたいと

考えております。国内のスキー人口は、1990 年代のピークから 3 割ほど落ち込み、新型コロナウイルスの影響もあり、現在民間スキー場の経営は、非常に難しい状況にあります。しかし、本町ではスキーを町技としており、その趣旨にもありますとおり、全道有数の寒冷多雪という自然条件の中に暮らす私たちにとって、その環境を生かす「スキー」は、他よりも長い冬の生活を明るくするものと考え、少人数の利用でも、町民の健康保持増進を図る、施策の推進に努めることが大事かと考えていますので、小さなスキー場でも工夫次第で、経営が成り立つよう努力を重ね、施設の維持・管理を今後も続けていく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○4 番（中村雅義君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで4 番、中村議員の質問を終わります。

次に8 番、蔵前議員の発言を許します。

○8 番（蔵前文彦君） 議長、8 番。

○議長（小川雅昭君） 8 番、蔵前議員。

○8 番（蔵前文彦君） 幌加内町のデジタル・トランスフォーメーションですが、各自治体においても推進している地域を多く見かけるようになりました。先日の町長の施政方針でも話がありましたが、本町で進めようとしているデジタル・トランスフォーメーションですが、視察を終え、将来を見据え、本格的に動き出す年度として考えていると言う内容だったかと思います。これらを進めていくに当たり、組織の体制と、人材不足の昨今、対応する人材の問題もあると思われるが、本町において、今度、どのようなスケジュールで進めていくのか、お聞きします。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

現在、自治体デジタル・トランスフォーメーション関係については、組織体制として、令和4 年7 月19 日に総務省地域情報アドバイザーを招き、幹部職員を対象に自治体 DX セミナーを実施したのを皮切りに、その後、役場内部に、設置期限を令和8 年3 月31 日までとする、幌加内町デジタル・トランスフォーメーション推進会議について会長を副町長とし設置し、その下部団体にワーキンググループとして各部署から係長以下のクラス13 名の職員で構成する組織を構成しているところです。令和4・5 年度については、その後ワーキンググループを対象に、セミナーとして NTT 東日本北海道道北支店を招聘し、「自治体 DX とは何か」についての講演を受け、その後、実際に東神楽町に出向き、役場業務の省力化としてペーパーレス化を図り、更に今後の自治体 DX を推進する上でのワーキンググループへの参加や実際のシステム見学、また、和寒町での AI による文字起こしに関するデモなどに、ワーキンググループ内の希望者で参加をするなど情報収集や、実際に体験をしてきているところです。やはり、これらの DX 化を図るためには、ご質問のとおり専門的な人材の確保は必須であり、現在は、内閣府地方推進室から地方創生人材支援制度（デジタル専門人材）人材派遣型の2 次募集が3 月29 日締め切りで行われており、申請準備を進めています。しかし、

このデジタル専門人材派遣は、既に、自治体において、文書管理システムの導入や書かない窓口など、具体的なプロジェクト事業への派遣が原則となっており、本町のように、まず何かから手を付け自治体 DX 化に取り組むかといった洗い出し、スケジュールの作成などから進める自治体は、令和 6 年度は終了しましたが、別な企業派遣型の人材派遣があり、情報化推進計画の作成、職員のデジタルリテラシーの向上をメインとした事業から始めるのが適切かとも考えています。担当から内閣府に確認をしていますが、まず、役場全庁的なデジタル技術の構築に先に述べた会議の会長補佐官クラスで招聘し、業務を明確にした場合には、人材派遣型も可能と伺っていますので、引き続き検討を行います。何れも令和 7 年度までの事業ですので、外部人材を確保し、本町に見合う自治体 DX 推進を図ることで、本格的に動くべき年度を、令和 6 年度としているところです。

以上で答弁を終わります。

○ 8 番（蔵前文彦君） 終わります。

○ 議長（小川雅昭君） これで 8 番、蔵前議員の質問を終わります。

次に 7 番、藤井議員の発言を許します。

○ 7 番（藤井祐君） 議長、7 番。

○ 議長（小川雅昭君） 7 番、藤井議員。

○ 7 番（藤井祐君） 携帯電話のエリア拡充についてお伺いいたします。

携帯の繋がらない場所が、幌加内町には多数あると思います。例えば、霧立峠の一部や幌加内から風連へ行く道などが挙げられます。今後、何か検討や考えていることがあれば、また、他の町村等と検討していることがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○ 町長（細川雅弘君） 町長。

○ 議長（小川雅昭君） 町長。

○ 町長（細川雅弘君） お答えします。

ご質問のとおり、幌加内町を中心とするエリアで、携帯電話が繋がらない箇所は、霧立峠の一部他、朱鞠内地区、母子里地区など本町の中でも主に北部に多くあることは承知しております。農地がある場合の連絡や、事故等が発生した場合に、通信が出来ない不便があると考えているところです。この件に関しては、北海道開発局や北海道総合通信局をはじめ、キャリアと言われる、NTT ドコモ、KDDI いわゆる a u、ソフトバンクに不感地帯の解消を各種要望活動の場面などで行っているところです。他の町村と連携では、小平町・沼田町と連携している「3 町振興協議会」の要望活動において、北海道及び北海道開発局に要望活動を行っているところです。加えて、北海道町村会としても不感地帯の解消について、国に対して要望を続けているところです。本町はもとより、広大な北海道においては、電源確保を含め、課題は多いところですが、早期解消に向け検討して参りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で終わります。

○7番（藤井祐君） 議長、7番。

○議長（小川雅昭君） 7番、藤井議員。

○7番（藤井祐君） 次に、コンビニ誘致についてお伺いしたいと思います。

高校生の大多数の意見が、町へ提言したいこととして、コンビニエンスストアを作ってほしいだ
ったと思います。町民は、コンビニが無いのが当たり前になってしまっているが、車をお持ちの方
は、30分少々かければコンビニのある場所まで行けますが、高校生や高齢者などは、行くことが
困難であります。コンビニ誘致を考えているのか、検討しているのか、町長にお聞きしたいと思
います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えします。

コンビニの誘致につきましては、これまで町政懇談会や議会一般質問でも何度もご質問を頂い
ておりますが、その都度、①、高齢者や高校生も含め、住民ニーズは、最も高いものであること。②、
ホクレン商事とコンビニの「共存共栄」が一番望ましく、行政として商業経営に対し、どちらか一
方の企業に肩入れをするべきではない。などを、申し上げてきております。本町においても、コン
ビニは、旅行者や移住者、災害時、公共料金の取り扱い、地域の見守りなど、公共性も高い部分
があると十分認識しており、住民の願いを叶えたい思いは、町長就任以来、非常に強く持っており
ます。一方「コンビニが必要である。」という声と「ホクレン商事も無くなってほしくない。」と言
う町民の声があることは、議員もご承知かと存じます。現在まで、ホクレン商事と大手コンビニとも
前向きな協議が出来ないか、接触は何度も行って来ておりますが、商園が小さい中、他社が営業を
している本町にコンビニが参入できない理由もあるため、現状に至っております。令和2年の一般
質問に対して「一歩踏み込んだ対応が必要な時期であることを考えている」と答弁させていただきました。
昨年はコンビニ進出に対してどういったことが問題なのかを、再確認してまいりました。民間企業
として、営業収益はもちろんのこと、従業員の確保や物流ルートの新設など、解決すべき
問題は多岐に渡り、それらの問題が未来に渡り、持続的、安定的に担保されなければ、コンビニ設
置は改めて「かなり厳しい」と判断したところです。引き続き、コンビニ誘致については、大きな
課題の一つとして位置づけ、今後も多様な手段で協議・検討して参りたいと考えておりますので、
ご理解を賜りたいと存じます。

以上で終わります。

○7番（藤井祐君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで7番、藤井議員の質問を終わります。

次に5番、中川議員の発言を許します。

○5番（中河秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中河秀雄君） 通告に従いまして、質問をします。

政府が国会に提出する「食料・農業・農村基本法」の改正案が明らかになりました。政府の基本法改定の最大の狙いは、政府の責任で食料自給率を向上させるという概念を放棄してしまうということだと思います。改正案では、食料自給率目標を食料安保目標に変え、自給率を他の指標の一つに格下げして、副次的な扱いにしています。国民の大きな不安である、異常ともいえる低自給率をうやむやにになってしまう意図が見え隠れしています。世界的食料危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率向上を放棄することは食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねません。今まで以上に、自給率向上を政府の責任で果たしてもらうことが必要だと考えます。現行法が制定された23年前はWTO協定の強行や米の完全自由化反対あるいは、国内農業を守れの大きな世論が巻き起こり、そうしたことが、国会論戦にも反映して食料自給率の目標を基本計画に定め、自給率目標の向上を図ることが、条文にも追加された経緯があります。そうした立場で、今回の改正に伴って、食料自給率の関係について、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） お答えを申し上げます。

この基本法の改正、これはご案内のとおり、改正案が2月27日に閣議決定され、今国会に提出されているところでございます。1999年に制定され、本格的な改正は初めてと伺っております。この改正案では、食料安全保障の確保これを基本理念に位置付けまして、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態、このように定義されているところでございます。また、食料の安定的な供給にあたりましては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、食料の供給能力の維持が図られなければならない、こういった旨が明記されているところであります。ご案内のとおり、近年の世界人口の増加、あるいは気候変動、ロシア・ウクライナ侵攻等の影響によりまして、食料安全保障上のリスクは、非常に高まっているところであります。国全体として、食料安全保障を強化することが大変重要な課題と認識しております。こういった国際状況によります輸入不安定化、これも今回の改正の背景になっているのではないかと考えているところでございます。一方で北海道では、多くの品目の生産量、これが全国一位となっており、道内の食料自給率は200%を上回っております。本当に我が国の食料の安定供給に、大きく貢献しているところでございます。本町も一翼を担う為に、町独自の政策といたしまして、農業振興奨励補助により、小規模土地改良事業あるいは自給粗飼料の作付け奨励事業等を推進しているところでもあります。改正案については、国においてもこれからの議論が始まるかと思っています。こういった動向を注視してまいりたいと思っておりますが、この基本法改正ですが、私といたしましては、これが着実に実行されるこれが結果的には、食料自給率の向上そして、有事に対応できる農業の確立、こういったものにつながるものと考えておりますし、そうなることに期待をしているところでございます。そして、農業人口が減少している中で、やはり若い方が希望をもって、農業

に取り組む、将来にわたりまして持続可能で安心安全な食料を供給そして、調達が出来ることを願っているところであります。以上です。

○5番（中川秀雄君） 議長、5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 基本法改定案の全体については、色々それぞれの見解もあることだと思いますので、ここで私が取り上げるべき課題ではないと思っておりますけれども、ただ、自給率の問題については、やはり農業の憲法とも言われるこの基本法ですが、やはり政策の要だと思います。そういう意味では、先ほど町長も示したとおり、今まで以上に、この政策課題を国の責任で追及してもらう必要があると思います。もちろん、当初は、食料自給率自体が法案の中から消えてしまうという事態にもなりましたが、最終的に改正案では、先ほど言いましたように、食料安保安全保障目標の一つとして、自給率目標を掲げると決着しております。ただ、今、言ったようにこれだけでは、二十数年前の基本法の改定時よりも、国民一人一人の食料安全保障についても食料自給率向上に対する役割、この基本法が完全に施行されていけば、特に北海道などは、国内の食料の安定供給に十分寄与していけるものだという評価でありましたが、ただ、国自体がどうも食料自給率向上については、色々な困難があることはわかっているのですが、諦めてしまっているんじゃないかなという今回の改正なのです。今まででも国内の安定供給については、国内生産と輸入と備蓄によって、安定供給を図っているということになっておりましたけれど、今回の改定ではより一層、輸入の方に軸足を置いているのではないかと見ざるを得ない状況が続いております。ですから、まだ最終的に基本法改正法が決着したわけではありませんので、是非とも国内増産をもっと図れるように頑張ってもらいたいという声を大きくして行ってほしいと思っております。私もそういった面では、この後の議会の予定で国に対して意見書案を提出して採択していただきたいと、議員側でも取り組んでおりますので、町長としても国内自給率の向上ということを念頭においた意見、発信をして頂きたいと思っております。長くなりましたが、要望として次の質問に入ります。

今の質問にも関連しますが、今年度から地域計画かつての「人・農地プラン」の策定が進められていると思います。これは今でいうと一昨年になりますが、改定された農業経営基盤強化促進法によりかつての「人・農地プラン」が地域計画として法制化され、市町村は24年度中に策定が求められていると聞いております。策定に向けては、農業者や農業委員会あるいは土地改良区など、関係者と将来の地域農業のあり方を協議するものとなっておりますが、この地域策定の進捗状況とこれまでの経過、また、特徴的な傾向等があればお知らせ願いたいと思います。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） 本件のお答えをする前に先ほどの食料自給率関係ですが、私は日本の国を守る、国の力そういったものは今、防衛費の問題もありますけれども、それはそれで大切なことですが、やはり食料確保する自給率を上げるこれは立派な国の力の増強になる、大切なことだと思っておりますので、期待をしておりますし、自給率の向上を私は決して諦めているとは思っておりませんので市町村共々頑張ってもらいたいと思っております。

ご質問にありました、地域計画の策定状況でございます。令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法、これによりまして従来の「人・農地プラン」を法的な取組として再編されたものであります。概ね、10年後を見据え、地域における農業の将来のあり方や農用地の具体的な姿を示すものと位置付け、目標地図を備えて令和7年3月までに策定するものと義務付けられています。地域の農地を誰が経営し、地域農業をどの様に発展していくのかを、農業の関係者が一体となって作り上げていく将来計画であります。将来にわたり、持続可能な本町農業のため、重要な計画であるというように認識をしております。地域計画の策定の目的といたしましては、農地の集積、集約化、受け手の確保が見込まれているものとされております。担い手のいない地域では、新たな農業を担う者を地域の受け手へ繋げることが期待されているところであります。また、地域計画と関連付ける補助事業への採択の前提条件ともされているところであります。現在の進捗状況についてであります。将来の意向を把握するため、全農家へアンケートを実施し、その意向の結果を基に本年、2月から集落単位ごとに協議の場を開催させていただきました。1回目を昨年3月7日に全地区の協議を終えたところであります。この後は、目標地図の素案を作成し、再度、協議の場面の話し合いを重ねた後に、農業団体等で構成される関係者への意見徴収を経て、令和7年3月告示に向けて進めているところでございます。以上です。

○5番（中川秀雄君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） これで5番、中川議員の質問を終わります。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時15分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第9号

○議長（小川雅昭君） 日程第2、議案第9号、幌加内町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君）（議案第9号朗読、記載省略）

改正理由を申し上げます。令和5年6月9日に交付されました、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の改正によりまして、同法律の別表第2が削除されます。本条例におきましても、これら法律の別表第2の要望を引用していることから、法律の一部改正に伴いまして、この度、条例の一部改正が必要となるものです。それで

は、新旧対照表にまいります。2 ページ裏面をお開きください。2 ページ下線の引いてあるところになりますが、第 4 条第 1 項中になります。右側改正前ですが、法律別表第 2 の 4 欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に改めるものです。その下、同じく同条第 1 項中ではありますが、改正前同表の第 2 欄に掲げる事務を特定個人番号利用事務に改めるものでございます。これにつきましては、法律で別表第 2 の削除から特定個人情報の照会、提供を行う事務及び特定個人情報の表記をそれぞれの用語に改正されたものであり、本条例も法律改正後の用語に改めるものでございます。その下、第 3 項になりますが、これにつきましても、第 1 項の改正と同じく改正後の法律の用語にならないそれぞれを改正するものであります。1 ページ目に戻っていただきます。第 2 条関係になります。先に説明しました、第 4 条の用語の改正に伴いまして、第 2 条の定義に第 5 号及び第 6 号を追加するものであります。2 ページ目に戻っていただきまして、附則に入ります。これにつきましては、法律の一部改正の施行日に委ねることになっております。今回の条例改正の根拠となる法律を所管するデジタル庁からの情報によりますと、本年 5 月末頃の施行日を予定しているとの情報であります。以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 9 号、幌加内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第 10 号 ～ 日程第 4 議案第 11 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 3、議案第 10 号、幌加内町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件から日程第 4、議案第 11 号、幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件までの 2 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） （議案第 10 号・11 号朗読、議案資料記載省略）

議案第 10 号でございますけれども、令和 5 年度の人事院勧告において、期末手当の改定があったところですが、パートタイム会計年度任用職員については、制度設計当時において年度中における法規法の改正、期末手当の支給率の改正を実施せず翌年度に反映させることとしていることから今回、期末手当の支給率を現行の 120/100 から 122.5/100 へ引き上げる改正を行うものでございます。新旧対照表にありますとおり、右が旧、左が新、第 9 条第 1 項第 2 号において、アンダーラインの部分で今、申し上げましたとおり率を改正するものでございます。この条例につきましては、附則として令和 6 年 4 月 1 日から施行する。続きまして、議案第 11 号でございますけれども、本件の提案理由につきましても、10 号同様でございます。年度途中での俸給表の見直しを行わないことから人事院勧告で行われました、官民格差 3,869 円 0.96%のいわゆるベアアップを加味して俸給法を改正するものでございます。新旧対照表にありますとおり、右が旧、左が新、それぞれ俸給月額を改正して提案を行うものでございます。一つ一つの金額の読み上げについては、省略させていただきたいと思います。同様に附則この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。はじめに、議案第 10 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に議案第 11 号について質疑ありませんか。

○5 番（中川秀雄君） 5 番。

○議長（小川雅昭君） 5 番。中川議員。

○5 番（中川秀雄君） 前項とも関連しますが、期末手当の支給割合が今回上がりますが、情報によりますと、今までは会計年度任用職員については、期末手当までは支給が可能だということになっておりまして、昨日の法改正において、勤勉手当についても支給可能だというような情報も得ておりますが、今回の見たところではそのことは全く反映されてはいないと思うのですが、今後、そういうものもいつの時点になるかわかりませんが検討されることになるのでしょうか。

○総務課長（中河滋登君） 総務課長。

○議長（小川雅昭君） 総務課長。

○総務課長（中河滋登君） お答えいたします。

人事院勧告におきまして、会計年度任用職員につきましても、期末勤勉手当については、支給することが出来るというようなことになってございます。既に対応している自治体も多数ございます。上川管内では、上川中部地域等々はまだ支給しないというようなことでございますし、勤勉手当ということで人事評価も伴うということでございますので、その辺を絡めて令和 6 年度中に検討をいたしまして、対応していく方向で進めていきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小川雅昭君） よろしいですか。

○5番（中川秀雄君） 終わります。

○議長（小川雅昭君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） なければこれで質疑を終ります。これから順次討論を行います。はじめに、議案第10号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に議案第11号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終ります。これから順次採決を行います。はじめに、議案第10号、幌加内町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、幌加内町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第12号

○議長（小川雅昭君） 日程第5、議案第12号、幌加内町農業集落排水事業償還基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君）（議案第12号朗読、記載省略）

本件にかかる提案事由でございますけれども、平成12年3月に制定しました本条例につきましては、農業集落排水施設整備事業にかかる償還基金であり、既に全額償還済となっており、今後も基金の活用見込みがないことから、今回、基金条例を廃止するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 12 号、幌加内町農業集落排水事業償還基金の設定、管理及び処分に関する条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 13 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 6、議案第 13 号、幌加内町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君）（議案第 13 号朗読、記載省略）

本件の提案理由について、ご説明いたします。本条例の一部改正につきましては、令和 6 年度からスタートします、第 9 期幌加内町高齢者福祉介護保険事業計画の策定により、介護保険料の標準月額が改正となることから、それに伴う各区分の年間保険料の改正と、国が示しております保険料率の区分の段階が 9 段階から 13 段階に変更されたことに伴い、本町におきましても、保険料率の区分を 9 段階から 13 段階に改めるため、関係する条文を追加するものであります。それでは、新旧対照表により、ご説明いたします。左が新、右が旧条例でアンダーライン部分が今回の改正部分となります。第 2 条につきましては、保険料率の区分と額を定めておりますが、第 2 条第 1 項につきましては、令和 3 年度から令和 5 年度とあるものを、令和 6 年度から令和 8 年度に改めるものであります。次の第 1 号から第 13 号につきましては、保険料率の区分ごとの額を規定しているものであります。第 1 号につきましては、2 万 8,800 円とあるものを 2 万 7,300 円に。第 2 号では、4 万 3,200 円とあるものを 4 万 1,100 円に。第 3 号では、4 万 3,200 円とあるものを 4 万 1,400 円に。第 4 号では、5 万 1,840 円とあるものを 5 万 4,000 円に。第 5 号では、5 万 7,600 円とあるものを 6 万円に。第 6 号では、6 万 9,120 円とあるものを 7 万 2,000 円に。第 7 号では、7 万 4,880 円とあるものを 7 万 8,000 円に。第 8 号では、8 万 6,400 円とあるものを 9 万円に。第 9 号では、9 万 7,920 円とあるものを 10 万 2,000 円に改めるものであります。次の第 10 号から第 13 号につきましては、先ほどご説明したとおり、国の区分変更により新たに区分を追加するものであります。第 10 号につきましては、11 万 4,000 円、第 11 号では、12 万 6,000 円。第 12 号では、13 万

8,000 円。第 13 号では、14 万 4,000 円と新たに区分を追加し、額を規定するものであります。次の第 2 項につきましては、第 1 項第 1 号で規定している第 1 号被保険者の保険料の減額賦課について規定しておりますが、令和 3 年度から令和 5 年度における保険料率 1 万 7,280 円とあるものを令和 6 年度から令和 8 年度における保険料率 1 万 7,100 円に改めるものであります。第 3 項及び第 4 項につきましては、第 2 項の読替規定となっておりますが、それぞれ令和 3 年度から令和 5 年度とあるものを令和 6 年度から令和 8 年度に改め、それぞれ 1 万 7,280 円とあるものを 1 万 7,100 円に改めるとともに、第 3 項では、2 万 8,800 円とあるものを 2 万 9,100 円に。第 4 項では、4 万 320 円とあるものを 4 万 1,100 円に改めるものであります。附則といたしまして、第 1 条として施行期日を規定しておりますが、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するとし、第 2 条の経過措置として改正後の幌加内町介護保険条例第 2 条の規定は令和 6 年度分の保険料から適応し、令和 5 年度以前分の保険料については、なお、従前の例によるしております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 13 号、幌加内町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 14 号 ～ 日程第 8 議案第 15 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 7、議案第 14 号、幌加内町霊柩自動車使用条例を廃止する条例についての件から日程第 8、議案第 15 号、幌加内町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件までの 2 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君）（議案第 14 号、第 15 号朗読、議案資料記載省略）

改正理由を申し上げます。本町が所有しています霊柩車につきましては、道路運送法に定める霊柩自動車運送事業とした、営業許可を受けまして、いわゆる緑ナンバーによる運行として、条例において霊柩車の設置、使用許可、使用料等を規定しているところです。この霊柩自動車運送事業の

実施にあたりまして、通常の貨物自動車運送事業、この規定と同様の日々における車両管理、運転手の健康管理、また、運転手及び運転管理者による運行研修の実施徹底が必要である。このことが、適正化事業実施期間による巡回指導でこのお話がありました。これらの改善及び今後の維持経費その他事務も含めると、年間 20 件弱の霊柩自動車の運行が発生する、本町の運行実態とはかなりかけ離れたものであると判断したところでございます。この度条例を廃止するものでございます。なお、4 月以降の霊柩車の使用につきましては、現在の営業許可を変換し、使用者に対する使用料は求めない規則を定めまして、運行を続けるものでございます。

続きまして、第 15 号にまいります。この改正理由について申し上げます。

本町では、葬祭場の使用にあたり、本条例の第 5 条別表において、その使用料等を定めているところで、この度、その使用料について見直しを行ったところでございます。近隣市町村における葬祭場使用料につきましては、1 万円から 1 万 5,000 円程であります。この場合につきましては、先の霊柩自動車の使用料につきましては、運行事態民間業者に委ねておりますので、霊柩車の使用は別途発生しているようでございます。一方で緑ナンバーの営業許可を受けて運行している自治体を見ますと、霊柩自動車の使用料のほかに葬祭場の使用料で 1 万円から 3 万円の範囲であります。本町における葬祭場使用にかかる経費の実績につきましては、年度によって、ばらつきはあるものの 1 回当たり 3 万円から 5 万円の経費となっておりでございます。これにつきましては、消耗品、電気料代などの需用費のみで資産したものでございまして、人件費は含まれておりません。また、体年齢の区分につきましては、近隣市町村における区分は、15 歳以上 15 歳未満としているところが多く見受けられます。以上のことを鑑みまして、本町の葬祭場使用料の改正を図りたく、この度、条例の改正を提案するものでございます。新旧対照表の第 5 条別表中になりますが、旧欄の区分、12 歳以上町民 1 万円、これを 15 歳以上に改めまして 3 万円とする。12 歳未満 7,000 円、これを 15 歳未満 1 万 5,000 円に改めるものでございます。他については、記載のとおりでございます。附則としましてこの条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

以上で条例改正の説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。はじめに、議案第 14 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。次に、議案第 15 号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順次討論を行います。はじめに、議案第 14 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。次に議案第 15 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから順次採決を行います。はじめに、議案第 14 号、幌加内町霊柩自動車使用条例を廃止する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、幌加内町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第16号

○議長(小川雅昭君) 日程第9、議案第16号、幌加内町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長(宮田直樹君) 建設課長。

○議長(小川雅昭君) 建設課長。

○建設課長(宮田直樹君)(議案第16号 議案資料記載省略)

今回の改正内容につきましては、既存入居者等にかかる公募の例外について法令に基づく、公営住宅管理標準条例案の改正に基づき、文言の訂正を行うものであります。それでは、新旧対照表により説明いたします。右が旧、左が新条例となっております。新旧対照表旧条例第21条公募の例外、(6)の一つ目のアンダーライン又は、「既存入居者若しくは、同居者」を「既存入居者又は同居者」に、同じく二つ目のアンダーライン「により」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改正するものであります。附則この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長(小川雅昭君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 質疑なしと認めます。次に、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号 幌加内町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、町道の路線変更認定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 17 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 10、議案第 17 号、幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君）（議案第 17 号 議案資料記載省略）

今回の改正につきましては、水道法の一部改正による権限の省庁移管の改正内容となっております。それでは、新旧対照表により説明いたします。新旧対照表旧条例第 43 条水道技術管理者の資格、（６）のアンダーライン厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改正するものであります。附則この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これか議案第 17 号 幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 18 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 11、議案第 18 号、幌加内町公民館設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（内山 渉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（内山 渉君） （議案第 18 号 議案資料記載省略）

今回の提案理由について申し上げます。今回の改正につきましては、現存施設の有効的な活用を図るため、本年 4 月 1 日をもって、中央公民館の機能を生涯学習センターへ集約することに伴う改正と、条文の文言整理を行うこととして所要の改正を行うものでございます。なお、現在の中央公民館につきましては、役場別館として運用する予定でありますので申し添えます。それでは、議案の説明に入ります。新旧対照表をご覧ください。右が旧条例、左が新条例となります。アンダーラインの個所が改正部分になります。第 2 条中、名称、幌加内町中央公民館を幌加内町生涯学習センターに。位置、幌加内町字幌加内 4699 番地の 3 を幌加内町字親和 4596 番地 3 に改めます。次に第 3 条の表中、幌加内地区公民館及び幌加内町字幌加内 4699 番地の 4 を削ります。次に第 9 条については、見出し及び本文の文言整理を行うものです。第 10 条第 1 項を次のとおり改めます。使用許可を受けた者、以下使用者という。使用料は幌加内町生涯学習センター設置条例第 9 条に準ずる。同条第 2 項を削除します。第 11 条第 3 号及び第 15 条については、本文の文言整理を行うものです。別表第 10 条関係について削除を行います。附則この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○5 番（中川秀雄君） 議長、5 番。

○議長（小川雅昭君） 5 番、中川議員。

○5 番（中川秀雄君） 現在の中央公民館については、朱鞠内のダムの嵩上げに伴う国交省関係の事業で、オフィスになるということだと思っておりますが、今ほどの説明では、中央公民館機能を将来にわたって生涯学習センターに移管するということに聞こえたのですが、オフィスとして使う期限は詳しくはわからないのですが、その後オフィスとして使用しなくなっても生涯学習センターに中央公民館機能を設置するということなののでしょうか。

○教育次長（内山 渉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（内山 渉君） お答えいたします。ご質疑のとおりオフィスが移行しても、そのまま生涯学習センターを中央公民館として活用するというので今回改正をさせていただくということでございます。

○5 番（中川秀雄君） 議長、5 番。

○議長（小川雅昭君） 5 番、中川議員。

○5 番（中河秀雄君） 3 ページ目のところに今現在の各室公民館として使用している、色々な個室が列挙されておりますが、生涯学習センターに移行すれば、今の現状がどの程度使用されているのか把握しておりませんが、部屋もかなり限られてくると思いますが、町民が使用したいというニーズに応えきれぬのか、その辺に不安があるのですが、どのように考えているのでしょうか。

○教育次長（内山 渉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（内山 渉君） 現在の中央公民館の使用実績等を踏まえまして、今のところ足りると考えているところでございます。確かに和室等の使用等がちょっと難しいところもあるかと思いますが、その辺については、役場別館の方で利用できる場所もありますので、ご相談していただければと思っています。また、住民の方々にも IP 告知等で周知していきたいと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

○町長（細川雅弘君） 町長。

○議長（小川雅昭君） 町長。

○町長（細川雅弘君） 少し補足をさせていただきます。この中央公民館機能を生涯学習センターに移管する。今中央公民館活動の実態が生涯学習センターで行われているということでありまして。この機会に移管をさせていただく、今活用されておりますこの別表にあります表なのですが、これが従来同様に住民の皆さんが使用することについては差支えございません。実態を見ますと、ほとんど公の団体が使用するということで、料金を貰っているという活動は、ほとんどないというようなことで、住民の方が使用していただくことには変わりないので申し添えたいと思います。

○議長（小川雅昭君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 18 号 幌加内町公民館設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 12 議案第 19 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 12、議案第 19 号、幌加内町北部地域包括ケアセンターの指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君）（議案第 19 号 議案資料記載省略）

本件の提案理由であります、令和 6 年 3 月 31 日をもって、指定管理者の指定期間が終了することから、再度 3 年間の指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものであります。指定にあたりましては、幌加内町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例、第 5 条に指定する公募によらない指定管理者の候補者を選定したものであります。

以上で保健福祉課分の説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。

これから議案第 19 号 幌加内町北部地域包括ケアセンターの指定管理者の指定についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

地方自治法第 117 条の規定によりまして、小関和明君の退場を求めます。

暫時休憩をいたします。

（小関議員退場）

午前 11 時 04 分

午前 11 時 05 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 13 議案第 20 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 13、議案第 20 号、幌加内町スキー場の指定管理者の指定について

の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○教育次長（内山 渉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（内山 渉君） （議案第 20 号 議案資料記載省略）

本件の経過について申し上げます。現在の指定管理者である㈱ダンケジャパンから令和 4 年 11 月に現行の契約以降について、更新の意思がない旨の申し入れを受けまして、次の指定管理者候補の募集を昨年 12 月 25 日から本年 1 月 25 日を受付期間として行ってきたところでございます。結果、町内に住所を有する団体から 1 件の申請があり、教育委員会内での確認審査を経まして 2 月 19 日に開催されました、指定管理者選考委員会に提案し、申請資格や申請書を審議いただき指定管理者の候補者として、選定を受けましたので提案するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから順次質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○4 番（中村雅義君） 議長、4 番。

○議長（小川雅昭君） 4 番、中村議員。

○4 番（中村雅義君） 先ほども一般質問で質問した部分もありますが、まず、指定の期間が今まで 5 年だったものが 3 年になった理由と、実際にダンケさんの辞退の部分が人員確保という問題、野留部さんがきちんと人員確保できているのかどうか説明をお願いします。

○教育次長（内山 渉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（内山 渉君） 指定の期間を 5 年から 3 年としている理由につきましては、今回変わられて初年度ということもございますので、3 年間ということで指定管理をしていただき、その内容をもって今回提案させていただくものでございます。また、人員の確保につきましては、事前の打ち合わせ等で確保できるということで今回申請をいただいているということでございます。

○議長（小川雅昭君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 20 号 幌加内町スキー場の指定管理者の指定についての件を採決いたします。
お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって議案第 20 号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

(小関議員入場)

午前 11 時 09 分

午前 11 時 10 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 14 議案第 21 号 ～ 日程第 20 議案第 27 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 14、議案第 21 号、令和 6 年度幌加内町一般会計予算の件から、日程第 20、議案第 27 号、令和 6 年度幌加内町下水道事業会計予算までの 7 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

議案第 21 号、令和 6 年度幌加内町一般会計予算の概要説明をお願いします。

○副町長（大野克彦君） 副町長。

○議長（小川雅昭君） 副町長。

○副町長（大野克彦君）（議案第 21 号朗読、記載省略）

幌加内町一般会計予算の概要について、ご説明いたします。

国の経済状況は、コロナ禍の 3 年間を乗り越え、30 年ぶりとなる高水準の賃上げや株価の上昇、企業の高い投資意欲など、先行きには、前向きな動きが見られており、デフレが改善しつつありますが、他方では、賃金上昇が、物価上昇に追いついておらず、個人消費は依然力強さを欠いております。このような中、政府は、「経済財政運営と改革の基本 2023」に基づき、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向け、少子化対策・こども政策の抜本強化を含めた、新しい資本主義の加速や防衛力の抜本的強化を始めとした、重要政策課題に対応するため、予算編成が行われたところであります。本町におきましては、細川町長三期 2 年目の予算編成となり、「国営かんがい排水事業負担金」や「そば加工施設建設に向けた実施設計等」、大型事業があるほか、令和 7 年度より、雨竜ダム建設事業所の事務所が中央公民館に設置されることに伴い、改修費用を計上しております。中央公民館については、先ほどありましたが、今後、名称を「庁舎別館」として取り扱い、所管についても教育委員会から総務課に移管することとしております。一般会計の総額は、50 億を超える編成となっており、平成 12 年度予算以来となっております。6 年度は、幌加内町第 7 次総合振興計画が最終年となっており、地域経済や産業振興の状況等も考慮し、住生活環境整備、子育て支援、地域医療、介護の確保、教育環境整備など、確実に実行できるよう、町長の施政方針で申し上げ

げた内容で取り組むところであります。

それでは、一般会計予算書の 205 ページをお開き願います。資料として「令和 6 年度一般会計歳入予算内訳」になっております。次に、206 ページから「令和 6 年度一般会計歳出予算内訳」の NO. 1 から NO. 3 を添付しております。

まず、205 ページの「一般会計歳入予算内訳」からご説明いたします。

この表は、1 款「町税」から 20 款「町債」までの款別に前年度当初予算額との比較、財政区分、構成比を示したものであります。総額では、歳入歳出それぞれ、50 億 1,942 万円としており、前年度対比、プラス 13 億 3,261 万 4,000 円、36.1%の増となっております。それでは、主な内容について、ご説明いたします。

まず 1 款「町税」についてですが、前年対比マイナス 1,250 万 6,000 円、6.9%の減となっております。主要な税目ごとでは、町民税は、前年度対比マイナス 1,315 万 7,000 円、14.2%の減であります。主要な要因は、営業所得及び農業所得減少に伴う、課税標準額の減及び国の物価高騰対策の定額減税によるものであります。次に固定資産税ですが、前年度対比プラス 119 万 4,000 円、1.5%の増であります。主要な要因は、家屋及び償却資産の増によるものであります。2 款、地方贈与税、3 款、利子割交付金、4 款、配当割交付金、5 款、株式等譲渡所得割交付金、6 款、地方消費税交付金、7 款、自動車税環境性能割交付金、8 款、地方特例交付金につきましては、それぞれ国の地方財政計画や収入見込により増減させております。9 款、地方交付税につきましては、前年対比プラス 6,000 万円、2.6%の増となっております。国の地方財政計画では、出口ベースで、1.7%の増となっていることなどを考慮し増額するものであります。10 款、交通安全対策特別交付金では、前年度対比プラスマイナス 0 円となっております。これにつきましては、道路交通法により納付される反則金の一部が交付されるものですが、交通事故の減少により、交付される見込みが少ないことから科目存置としております。11 款、分担金及び負担金では、前年度対比プラス 289 万 3,000 円、17.9%の増となっております。主要な要因は、道営土地改良事業分担金の増によるものです。12 款、使用料及び手数料では、前年度対比マイナス 415 万 1,000 円、2.3%の減となっております。主要な要因は、患者数の減少により幌加内診療所及び朱鞠内診療所、歯科診療所の診療報酬使用料で 550 万円の減によるものであります。13 款、国庫支出金では、前年度対比プラス 1 億 1,436 万 8,000 円、54.2%の増となっております。デジタル基盤改革支援補助金で 4,000 万円の増、社会資本整備総合交付金で 7,140 万 2,000 円の増によるものであります。14 款、道支出金では、前年度対比プラス 535 万 5,000 円、2.7%の増となっております。主要な要因は、地域づくり総合交付金で 560 万円の増によるものであります。15 款、財産収入では、前年度対比プラス 245 万 6,000 円、19.4%の増となっております。主要な要因は、基金積立利子や町有林伐採時の生産物売払収入の増によるものです。16 款、寄付金では、前年度対比プラスマイナス 0 円となっております。17 款、繰入金では、前年度対比プラス 5 億 2,417 万 2,000 円、339.1%の増となっております。雨竜ダム事業所関係として庁舎別館（旧中央公民館）の改修に充当する、公共施設等整備基金 1 億 7,500 万円、民間賃貸住宅の建設補助に充当する総合振興基金 1 億 6,000 万円の増によるものであります。令和 6 年度当初におきましても、診療所・テルケア建設の町債償還分の充当として、減債基金で 8,170 万 9,000 円、先ほどご説明した総合振興基金で 1 億 6,000 万円、その他の財源補てんで財政調整基金 2 億 3,837 万 3,000 円、合計約 4 億 8,000 万円を財源不足として、基金から繰入を行うものであり

ます。なお、地方交付税において、1億円程度の留保を見込んでおりますので、実質的な財源不足は3億8,000万円程度であります。18款、繰越金については、特に説明はございません。19款、諸収入では、前年度対比プラス6,710万5,000円、107.2%の増となっております。主な要因は、バイオコークスの導入支援事業負担金で6,900万円の増によるものであります。20款、町債では、前年度対比プラス5億6,120万円、443.6%の増となっております。主な要因は、国営かんがい排水事業債で1億8,350万円の増、そば加工施設建設事業債で8,660万円の増によるものであります。また、過疎地域持続的発展特別事業（過疎ソフト債）につきましては、集落整備事業のほか、8事業で総額6,760万円を計上し、制度の有効活用を図ることとしております。

続いて、歳出予算内訳の主なものについて、ご説明いたします。次の206ページNO.1をお開き願います。なお、歳出予算につきましては、NO.1から208ページのNO.3までとなっております。この表は、1款、議会費から15款、予備費までの、款別の前年度当初予算との比較、構成及び性質別の前年度対比、構成比を分析したものであります。それでは、1款、議会費についてであります。前年度対比マイナス7万3,000円、0.2%の減となっております。特に説明はありません。2款、総務費では、前年度対比プラス2億3,045万3,000円、71.4%の増となっております。主な要因は、先ほど申し上げました庁舎別館に関する施設管理費用で、教育費から移管分2,194万2,000円、IP告知システム更新業務委託料で4,455万円、デジタル基盤改革支援等業務委託料で6,123万9,000円の増によるものであります。3款、民生費では、前年度対比プラス349万2,000円、0.9%の増となっております。主な要因は、外国人介護福祉人材育成支援協議会負担金で466万円の増、アルク浴室改修工事实施設業務委託料で459万8,000円の増によるものであります。4款、衛生費では、前年度対比プラス4,268万2,000円、25.9%の増となっております。主な要因といたしまして、葬祭場火葬炉修繕で862万4,000円、最終処分場浸出液処理施設関係修繕で2,902万円9,000円の増によるものです。5款、労働費については、特に説明はありません。6款、農林水産業費では、前年度対比プラス4億1,999万3,000円、172.1%の増となっております。主な要因は、そば加工施設建築物実施設計業務委託料で3,800万円の増、そば加工施設用地造成工事で5,090万円の増、国営かんがい排水事業負担金で1億8,388万1,000円の増、ゼロ・カーボンイノベーション導入支援事業費補助金で1億500万円の増によるものであります。その他、昨年度肉付け予算とした農業振興奨励補助金で3,000万円、水産振興補助金で276万円の皆増によるものです。7款、商工費では、前年度対比プラス4,417万2,000円、27.8%の増となっております。主な要因は、交流プラザ高圧機器更新で323万4,000円の増、幌加内そばマーケティング事業委託料で924万円の増、ほろかない振興公社運営補助金で424万円の増によるものであります。その他、昨年度肉付け予算としたプレミアム付商品券発行補助金で800万円、商工振興奨励補助金で500万円の皆増によるものであります。8款、土木費では、前年度対比プラス4億8,848万9,000円、92.1%の増となっております。主な要因は、庁舎別館改修工事で1億7,595万6,000円の増、町道除雪委託業務で1,632万円、民間賃貸住宅建設事業補助金で1億6,000万円、河川維持補修工事で937万2,000円の増によるものです。その他、昨年度肉付け予算とした橋梁補修設計業務委託料で1,706万1,000円、町道調査設計業務委託料で1,350万円、持ち家建設促進事業で700万円、これらの皆増によるものであります。9款、消防費では、前年度対比プラス1,082万8,000円、6.2%の増となっております。主な要因は、士別地方消防事務組合負担金の本部経費分で117万2,000円、幌加内支署経費分で679

万 2,000 円の増によるものです。10 款、教育費では、前年度対比プラス 1 億 3,278 万円、41.0% の増となっております。主な要因は、教員住宅解体工事で 2,698 万 3,000 円、幌加内高等学校テラス等改修工事で 482 万 9,000 円、あえる郷土資料展示室床張替工事で 256 万 6,000 円、スキー場宿泊棟ボイラー取替工事で 801 万 9,000 円、体育施設費特別修繕料で 1,418 万 6,000 円の増によるものであります。その他、昨年度付け予算とした高等学校生徒下宿等補助金で 420 万円、山村留学推進協議会補助金で 293 万円、生涯学習センターふれあいホール舞台装置改修などで 6,355 万 5,000 円の皆増によるものであります。11 款、災害復旧費については、特に説明はございません。12 款、公債費では、前年度対比マイナス 813 万円、1.3% の減となっております。主な要因は、平成 23 年度に借入をいたしました「そばの牙城」の元金が終了したことによるものと平成 25 年に借入をした緊急防災・減災事業で起債した学校耐震化整備事業の償還が終了したことによるものであります。13 款、諸支出金については、前年度対比プラス 237 万円、474.0% の増となっております。主な要因は、令和 4 年度に土地開発基金で購入した宅地造成予定地の買戻し及び朱鞠内にあります旧森林管理署跡地を財務省より購入するものであります。14 款、職員費では、前年度対比マイナス 3,444 万 3,000 円、4.7% の減となっております。主な要因は、一般職の退職などの異動による減、共済組合負担金、退職手当組合負担金の減によるものであります。15 款、予備費については、特にありません。

続きまして、性質別の内容についてご説明いたします。

まず、人件費についてですが、この人件費では、議会議員、法定委員会及び各種委員会委員の報酬、手当並びに職員の給与等がここに分類されます。前年度対比 3,826 万 2,000 円、4.9% の減ですが、先ほど職員費で申し上げた内容と同様でございます。次に物件費ですが、報償費、需用費、役務費、委託料、使用料等の経費がここに分類されます。前年度対比プラス 1 億 4,122 万 6,000 円、18.8% の増であります。主な要因は、物価高騰により消費的性質の経費増によるものであります。次に維持補修費ですが、道路橋梁や町営住宅などの維持補修費及び除排雪に関する経費が、ここに分類されます。前年度対比プラス 3,089 万 8,000 円、11.9% の増ですが、要因は、歳出 8 款、土木費で申し上げました町道の除雪委託料で 1,632 万円の増によるものであります。次に扶助費ですが、医療費、児童手当費などの扶助者に給付される経費が、ここに分類されております。前年度対比マイナス 706 万 4,000 円、5.5% の減であります。主な要因につきましては、歳出 3 款、民生費の介護給付訓練等給付費で 509 万円の減によるものであります。次に 207 ページ NO. 2 をお開き願います。まず、負担金についてですが、各種団体や一部事務組合などへの負担金が、ここに分類されます。前年度対比プラス 624 万 7,000 円、2.8% の増であります。主な要因は、歳出 9 款、消防費で申し上げました士別地方消防事務組合負担金の本部及び支署の経費分の増によるものです。次に補助費ですが、各種団体・事業への補助金並びに交付金がここに分類されます。但し、建設事業費に係わるものは除かれます。前年度対比プラス 1 億 9,977 万 3,000 円、43.4% の増であります。主な要因は、歳出 6 款、農林水産業費で申し上げました、ゼロ・カーボンイノベーション導入支援事業費補助金で 1 億 500 万円の増、農業振興奨励補助金で 3,000 万円の増によるものであります。次に建設事業費ですが、災害復旧事業費を除く、建設事業費、高額な備品購入費、施設の大規模改修などが、ここに分類されます。前年度対比プラス 9 億 7,417 万 7,000 円、302.8% の増であります。主な要因は、3 款、農林水産業費で申し上げた、国営かんがい排水負担金、8 款、土

木費の庁舎別館改修工事、民間賃貸住宅建設事業の補助金の増によるものであります。次に災害復旧費については、特にございません。次に公債費ですが、これにつきましても、先ほどの、歳出12款で申し上げた内容と同様であります。次に積立金ですが、前年度対比プラス193万3,000円、210.6%の増であります。主な要因は、基金利子の運用益によるものであります。次に208ページNO.3をお開き願います。投資・出資・貸付金については、特にありません。次に操出金ですが、前年度対比プラス3,181万6,000円、20.8%の増であります。主な要因は、簡易水道事業特別会計操出金で1,439万5,000円の増、下水道事業会計操出金で1,657万2,000円の増によるものであります。最後に予備費については、特に説明はありません。

次に、第2表債務負担行為について説明いたします。

今年度につきましては、例年実施しておりました、北海道市町村備荒資金組合の資金（防災資機材譲渡事業）を利用した事業はなく、農業関係、中小企業関係につきましても、例年とおりの内容となっております。

次に、第3表地方債につきましては、後ほどお見通しをお願いします。本年度につきましても、限られた財源の効果的な使用と経費節減に努めながら予算執行を行ってまいりたいと存じます。

町議会の皆様、町民の皆様の多大なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ予算の概要説明といたします。

以上で終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第22号、令和6年度幌加内町国民健康保険特別会計予算並びに議案第23号、令和6年度幌加内町後期高齢者医療特別会計予算の概要説明をお願いいたします。

○住民課長（山本久稔君） 住民課長。

○議長（小川雅昭君） 住民課長。

○住民課長（山本久稔君） （議案第22号、第23号朗読、記載省略）

概要説明を申し上げます。令和6年度の予算は、前年比1,112万6,000円、7.1%の増となっております。主な要因としまして、道に納めます納付金の激減緩和措置が令和5年度をもって終了したことにより、事業費納付金が1,656万8,000円、25.4%の増となったことによるものであります。以上で国民健康保険特別会計の概要説明といたします。

引き続き議案第23号をお願いいたします。概要説明としまして、令和6年度予算につきまして、前年比250万6,000円の8.0%の増となっております。主な要因としまして、保険料率の改定に伴い、保険料負担金が266万5,000円、8.5%の増となったことによるものです。以上で後期高齢者医療特別会計の概要説明といたします。

これにて、議案第22号及び23号の概要説明を終了します。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第24号、令和6年度幌加内町介護保険特別会計予算の概要説明をお願いします。

○保健福祉課長（加藤誠一君） 保健福祉課長。

○議長（小川雅昭君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加藤誠一君）（議案第 24 号朗読、記載省略）

予算の概要についてご説明いたします。令和 6 年度の予算総額は、2 億 341 万 8,000 円としており、前年度対比プラス 1,603 万 9,000 円、8.6%の増となっております。主な要因につきましては、保険給付費の居宅サービス給付費で 436 万 8,000 円の増。地域密着型サービス給付費で 288 万 6,000 円の増。施設サービス給付費で 850 万 7,000 円の増など各種サービスの利用者、対象者の増加を見込んだことが主な要因となっております。

以上で、介護保険特別会計の予算概要説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 25 号、令和 6 年度幌加内町奨学資金特別会計予算の概要説明をお願いします。

○教育次長（内山 渉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（内山 渉君）（議案第 25 号朗読、記載省略）

予算概要についてご説明申し上げます。総額では、歳入歳出それぞれ 421 万 1,000 円、前年度対比 36 万円の増となっているところでございます。主な内容としましては、歳出の貸付事業として継続 1 名、新規 7 名分を予算計上し、貸付総額を 420 万円としているところでございます。歳入の返還事業につきましては、6 名分を予算計上し、返還総額 144 万円としているところでございます。なお、3 ページに第 2 表債務負担行為に関する調書を添付しておりますので後ほどお見通しお願いいたします。

以上で幌加内町奨学資金特別会計予算の概要説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） 次に議案第 26 号、令和 6 年度幌加内町簡易水道事業会計予算並びに議案第 27 号、令和 6 年度幌加内町下水道事業会計予算の概要説明をお願いします。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君）（議案第 26 号、第 27 号朗読、記載省略）

それでは、予算の概要の説明をいたします。令和 6 年度予算につきましては、公営企業会計以降年度であり、収益的収支の収益である給水収益は、2,009 万円。その他の営業収益は、240 万 6,000 円を計上し、前年度対比 86 万 8,000 円の減、3.7%の減となっております。営業外収入も含めた総収益は、1 億 1,312 万 4,000 円を見込んでおり、給水収益以外の主な収益は一般会計からの繰入金である。他会計負担金 1,434 万 2,000 円。他会計補助金 4,351 万 4,000 円であり、非現金収入として長期前受金戻入 3,276 万 8,000 円などがあります。収益的支出の費用は、9,175 万 1,000 円で前年度対比 5,610 万 6,000 円の増額、156.7%増を計上しております。主な増額要因につきましては、職員 1 名分の人件費及び減価償却費等の計上によるものであります。資本的収支は収入総額 220 万 4,000 円に対し、支出総額は 4,122 万 5,000 円であり、収支不足額 3,902 万 1,000 円は、引継ぎ金 620 万 1,000 円、当該年度損益勘定留保資金 1,747 万 8,000 円及び当年度未処分利益余剰金 1,534

万 2,000 円などで補填するものとしております。

続きまして、令和 6 年度幌加内町下水道事業会計予算に移りますので、議案第 27 号をお開きください。予算概要を説明いたします。本会計つきましても、令和 6 年度予算は、公営企業会計へ移行年度でありまして、収益的収支の収益である下水道使用料 2,292 万 7,000 円を計上し、前年度対比 30 万 4,000 円の減、1.3%の減となっております。営業外収益も含めた収益は、9,853 万 4,000 円を見込んでおり、下水道使用料以外の主な収益は一般会計からの繰入金である他会計負担金 3,293 万 7,000 円。他会計補助金 2,317 万 5,000 円であり、非現金収入として長期前受金戻入 1,949 万 1,000 円などがあります。収益的支出の費用総額は 8,978 万 2,000 円で前年度対比 5,148 万 7,000 円の増額、134.4%の増となっております。主な増額要因につきましては、職員 1 名分の人件費及び減価償却費等の計上によるものであります。資本的収支は、収入総額 2 億 9,220 万円に対し、支出総額は、3 億 2,445 万 9,000 円で前年度対比 1 億 2,528 万 2,000 円の増、62.9%の増であり、主な要因としまして、農業集落排水処理施設の改築更新工事で 1 億 1,320 万円の増になったことによるものであります。資本的収支不足額 3,225 万 9,000 円は引継ぎ金 638 万 3,000 円。当該当年度分損益勘定留保資金 2,246 万 1,000 円及び消費税それから地方消費税資本的収支調整額 341 万 5,000 円などで補填するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前 12 時 04 分

再開 午後 12 時 05 分

○議長（小川雅昭君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎追加日程の議決

○議長（小川雅昭君） ただいま、議案第 21 号、令和 6 年度幌加内町一般会計予算から議案第 27 号、令和 6 年度幌加内町下水道事業会計予算までの 7 件に関しまして、予算審査特別委員会設置に関する動議が提出されました。この動議には、賛成者がありますので成立をいたします。

お諮りをいたします。この動議を日程に追加しただちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって動議案をただちに日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

◎追加日程第 1 動議案第 1 号

○議長（小川雅昭君） 追加日程第 1、動議案第 1 号 予算審査特別委員会設置に関する動議についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

- 5 番（中川秀雄君） 議長、5 番。
- 議長（小川雅昭君） 1 番、中川議員。
- 5 番（中川秀雄君） （動議案第 1 号、記載省略）

○ 議長（小川雅昭君） これをもって説明を終わります。

お諮りをいたします。本件に対する質疑、討論を省略しまして、本動議案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は動議案のとおり決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長につきましては、委員会条例第 8 条の規定にかかわらず、議長から指名をしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって委員長、副委員長につきましては議長から指名することに決定をいたしました。

それでは議長から指名をいたします。委員長には 3 番、小関議員、副委員長には 6 番、稲見議員、8 番、蔵前議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名をいたしましたとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員長、副委員長は、ただいま指名いたしましたとおり決定をいたしました。

◎ 延会の議決

○ 議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

本日の会議をこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

◎ 延会の宣告

○ 議長（小川雅昭君） これで本日の会議を閉じます。

閉会 午後 12 時 10 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 3 月 8 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員